

第 31 回社会保障審議会介護保険部会が 9 月 6 日（月）16 時から 19 時まで全社協・灘尾ホールで開催された。



今回の議事は、「給付と負担の在り方について」であり、主な内容は次のとおりである。

- ・ 介護保険財政の仕組み
- ・ 第 5 期介護保険財政について
- ・ 高齢者の所得の状況
- ・ これまでの指摘事項の概要
- ・ 給付と負担の在り方に関する論点

資料に基づき厚生労働省から説明が行われ、第 5 期（平成 24～26 年度）介護保険財政における介護保険の給付費は、処遇改善交付金を含んだ場合平成 26 年度で 8.9 兆円と見込まれ、第 5 期の保険料は平均で 5,000 円を超える見込みであるとの発言があった。

論点については、介護保険制度を今後とも持続が可能なものにしていくことが重要であり、以下の論点が示された。

- ・ 1 号保険料、2 号保険料の在り方
- ・ 公費負担割合
- ・ 利用者負担の在り方
- ・ 財政安定化基金の見直し
- ・ 軽度者への支援、介護予防事業、補足給付などの介護給付の在り方

これらの論点に対し、全委員から意見聴取が行われた。

保険料では、公費負担との関係もあるが、5,000 円程度が限界であるとの発言が多かった。公費負担では、引き上げを求める意見も多くあったが、日本の介護保険制度は公費が 50% を占めており、保険制度としては混合方式であることを前提とした議論が必要であり、財政運営戦略（中期財政フレーム）など財政上の問題もあり公費負担の引き上げは難しい、また、負担率を上げたとしても一時的な効果しかないなどの意見もあった。

利用者負担については、現行の 1 割を堅持するとの意見が多数を占めた。

また、調整交付金の取扱いについて介護保険制度の枠外で、さらに、軽度者への支援、介護予防事業、補足給付などの介護給付については、効果や有効性等を検証しながら給付と負担について検討する必要がある。限られた財源の中で選択と集中の考え方に基づき給付と負担を考える必要があるなどの発言があった。

なお、委員から別紙資料（添付）として意見等が出されているので、参照ください。

次回は、9 月 17 日に開催される予定である。